

令和7年度 板橋区議会基本条例検証作業部会の委員等について

令和7年5月28日の議会運営委員会において設置が決定した議会基本条例検証作業部会（以下「検証作業部会」という）について、各会派から選出された委員及び課題等については、下記のとおりである。これを踏まえ、検証作業部会において検証を開始する。

記

1 検証作業部会委員

会 派	委 員	
自民党 (4名)	会長	山田 たかゆき
	委員	中村 とらあき
	委員	木田 おりべ
	委員	近藤 タカヒロ
公明党 (2名)	副会長	いしだ 圭一郎
	委員	さかまき 常行
民主クラブ (1名)	委員	おばた 健太郎
共産党 (1名)	委員	いわい 桐子

2 各会派から提出された課題

No. 1	条項：第7条（議長の責務）	提出者：民主クラブ
現行条例	第7条 （略） 2 議長は、議会が区民にとって最良となる意思決定をすることができるよう、議会における物理的及び制度的な環境の整備に努めるとともに、議会改革の推進を図らなければならない。 3 （略）	
取組状況		
課題・問題点	令和2年以降、議会のICT化及び情報公開検討部会においてノートPC、タブレット端末の持ち込みについて、また議会情報のオープンデータ化について検討を行った。議会のDX化をより強力に推進し、議会の活動及び議会事務局の業務をより効果的・効率的なものにする取組を恒常的に進めなければならない。	
今後の取組の方向性	《改正案》第7条第2項を以下のように改正する。 2 議長は、議会が区民にとって最良となる意思決定をすることができるよう、議会における物理的及び制度的な環境の整備に努めるとともに、議会改革の推進を図らなければならない。特に、 <u>議会における情報処理技術の導入については積極的に推進しなければならない。</u>	
条例改正の必要性	☒ 必要 （内容：上記のとおり） ☐ 不要	

No. 2	条項：第8条（情報公開の推進）	提出者：民主クラブ
現行条例	第8条 議会は、情報公開を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。 （1） 本会議及び委員会（特別委員会の理事会及び議会運営委員会の理事会を除く。）を公開すること。ただし、議決により秘密会とした場合を除く。 （2） 議会が保有する文書等を東京都板橋区情報公開条例（平成12年板橋区条例第1号）に基づき適切に公開すること。 （3） 議会及び議員の活動に対する区民の評価に資するよう、議案、決算報告、請願及び陳情（以下「議案等」という。）に対する各々の議員の態度を公表すること。 2 議会は、前項第1号及び第3号に掲げる事項の実施に当たっては、	

	議会広報紙又は情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用するよう努めなければならない。
取組状況	現在、板橋区議会は、広報紙の発行、本会議や委員会の議事録を区議会ホームページで公開、本会議及び総括質問のインターネット中継、アーカイブ化などを行い、情報公開に努めている。
課題・問題点	本会議や総括質問についてはインターネット中継がされているが、常任委員会では行われていない。委員会を傍聴できない場合、各委員会の審議状況を知るためにはホームページに議事録が公開されるのを待つことになるが、公開までには時間を要する。また、本会議や総括質問と委員会では情報公開の水準に差が生じている。
今後の取組の方向性	23 区内でも複数の区が常任委員会をインターネット中継しており、技術的には可能である。板橋区議会基本条例の前文にある「徹底した情報公開」のために、常任委員会のインターネット中継についても検討する。
条例改正の必要性	☐ 必要 （内容： ） ☒ 不要

No. 3	条項：第8条（情報公開の推進）	提出者：共産党
現行条例	上記 No. 2 参照	
取組状況	委員会の情報公開は、予算審査・決算調査特別委員会（総括質問）のインターネット中継まで拡大を進めてきた。	
課題・問題点	常任委員会、特別委員会、予算・決算の分科会などのインターネット中継が行われていないことは課題である。	
今後の取組の方向性	常任委員会、特別委員会、予算・決算の分科会などについて、少しずつでもインターネット中継が行えるよう検討を進める必要がある。これまでの検討では、「時期を見定める」としているが、目標の時期を明確にすべきである。	
条例改正の必要性	☐ 必要 （内容： ） ☒ 不要	

No. 4	条項：第 12 条（議会報告会）	提出者：公明党
現行条例	第 12 条 議会は、区民に議会活動の状況を直接に報告し、及び説明し、並びに区政に関する情報を提供するとともに、区民の意見及び要望を聴取することにより議会による政策立案及び政策提言の充実を図るため、特段の事情がある場合を除き、毎年 1 回以上、議会報告会を開催するものとする。 2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。	
取組状況	毎年 1 回以上開催されており、その開催形式は近年では庁舎内（第 1 委員会室）での対面式とインターネット配信を併用している。質疑や意見等はアンケートや区議会ホームページにてやり取りを行い、聴取をしている。	
課題・問題点	情報発信の在り方、手法、手段について時代とともに変化をしている。議会活動状況の情報提供及び区民の意見・要望の聴取を実現するのに議会報告会という手法・手段が妥当かどうかの検証・検討が必要ではないか。	
今後の取組の方向性	議会報告会の効果・有効性を検討し、「議会活動状況の情報提供及び区民の意見・要望の聴取」が達成可能な手段が他にあれば、議会報告会開催を必須としない旨を定めてもよいのではないか。	
条例改正の必要性	☒ 必要 （内容：必要であれば「年 1 回以上」の条件や議会報告会の定義そのものを修正する。）	
	☐ 不要	

No. 5	条項：第 20 条（議会事務局の体制整備）	提出者：民主クラブ
現行条例	第 20 条 議会は、議会による政策立案及び政策提言並びに議会運営の円滑化及び効率化を推進するため、議会事務局の調査機能及び法務機能を充実強化し、並びに組織体制を整備するよう努めるものとする。 2 議長は、議会運営並びに議会による政策立案及び政策提言の充実に資する職員を議会事務局の職員として従事させるよう、区長に要請することができる。 3 区長は、議長から前項の規定による要請を受けたときは、議会事務局の組織体制の整備について配慮するよう努めるものとする。 4 議長は、議会事務局の職員の専門性を高めるため、研修その他の必要な措置を講ずるものとする。	
取組状況		

課題・問題点	令和２年以降、議会のＩＣＴ化及び情報公開検討部会においてノートＰＣ、タブレット端末の持ち込みについて、また議会情報のオープンデータ化について検討を行った。議会のＤＸ化をより強力に推進し、議会の活動及び議会事務局の業務をより効果的・効率的なものにする取組を恒常的に進めなければならない。
今後の取組の方向性	《改正案》第２０条第５項を新設する。 ５ 区長は、議会が区民にとって最良となる意思決定をすることができるよう、議長からの要請に基づき、議会における物理的及び制度的な環境の整備のために必要な予算の確保に努めるものとする。
条例改正の必要性	☒ 必要 （内容：上記のとおり ） ☐ 不要

No. 6	条項：第 26 条（政治倫理）	提出者：自民党
現行条例	第 26 条 議員は、区民の代表者として、その名誉及び品位を損なう行為を慎むとともに、自己の地位に基づく影響力を十分に認識し、区民の信頼を損なうことのないよう行動するものとする。	
取組状況	「議員は、区民の代表者として、その名誉及び品位を損なう行為を慎むとともに、自己の地位に基づく影響力を十分に認識し、区民の信頼を損なわないようにする」という規定がある。	
課題・問題点	令和７年度に、板橋区議会においてハラスメント防止の指針が制定された。政治倫理条項において想定していなかった事柄であり、これに配慮する必要がある。	
今後の取組の方向性	政治倫理における「名誉及び品位を損なう行為」、「自己の地位に基づく影響力を十分に認識」内にハラスメント防止の指針との整合性や含意を明示するよう調整する。	
条例改正の必要性	☒ 必要 （内容：議会基本条例に指針を反映する文言を明記する。 ） ☐ 不要	